



中小企業を応援します

最新の施策・情報をお届けします

# 中小企業向け支援策 ガイドブック

ver.02

東日本大震災で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

政府では、被災された中小企業者の皆さまが事業の復旧、再開に向けて、立ち上がる際のお力になれるよう、最大限努力してまいります。



国が用意しております資金繰りや雇用面、税制面での支援策などの情報をまとめました。ぜひご利用ください。

今後、施策内容の追加などの可能性もございますので、最新の施策内容については、各支援策などの窓口(17~19ページ参照)にご確認ください。

このガイドブックに掲載する情報を含め、どこに相談したらよいか、お困りの中小企業者の皆さまが、全国どこからでも一つの電話番号で相談ができる

## 中小企業電話相談ナビダイヤル

を用意しております。ぜひご利用ください。

**0570-064-350** 9:00~17:30

(土日、祝日もつながります。)



政府で用意している支援策などの概要です

資金繰り支援の概要		お問い合わせ先	頁
既往債務の負担軽減	被災中小企業の既往債務（借入金）について、返済猶予などの条件変更に柔軟に対応するように、金融機関等へ要請しています。	お取引のある金融機関等にご相談ください。	5
	リース事業者に対し、中小企業に対するリースの支払い猶予について柔軟かつ適切に対応するよう要請しています。	お取引のリース会社にご相談ください。	
融資	① 災害復旧貸付 事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を長期・低利で融資する制度。対象は、A) 事業所等の主な事業用資産が災害で倒壊・火災等の被害を受けた直接被害者、B):A) の直接被害者と取引依存度が一定以上の間接被害者です。	日本政策金融公庫 0120-154-505 沖縄金融公庫 098-941-1795 商工組合中央金庫 (危機対応業務) 0120-079-366	6
	② セーフティネット貸付 経営基盤強化に必要な設備資金、運転資金を長期・低利で融資する制度。対象は、災害を原因とする場合に限らず、売上減少など業況が悪化している事業者です。	受付：9:00～19:00	7
	③ マル経融資 小規模事業者の方が無担保・無保証で利用できる融資です。提出書類の簡素化などを実施しています。	商工会・都道府県連合会又は商工会議所にご相談ください。	8
信用保証	① 一般保証 金融機関から事業用資金の借入を行う場合、信用保証協会が保証する制度です。	事業所所在地の信用保証協会にご相談ください。	10
	② 災害関係保証 事業所等の主な事業用資産が災害で倒壊・火災等の被害を受けた直接被害者が、金融機関から事業再建資金の借入を行う場合、信用保証協会が上記の一般保証と別枠で保証する制度です。（セーフティネット保証とは同枠）		9
	③ セーフティネット保証 災害を原因とする場合に限らず、売上減少など業況が悪化している事業者が、金融機関から経営安定資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証と別枠で保証する制度です。（災害関係保証とは別枠）		10
小規模企業共済、倒産防止共済	両共済に加入されている方に、低利な災害時貸付などを用意しています。	中小企業基盤整備機構 050-5541-7171 受付：9:00～19:00	11

雇用調整助成金、失業給付による支援の概要		お問い合わせ先	頁
雇用調整助成金	震災に伴う経済上の理由（計画停電の実施、部品の調達困難等）により休業を余儀なくされた事業所の事業主の方が労働者に休業についての手当を支払えば、雇用調整助成金が利用できます。	お近くのハローワークや労働局にご相談ください。	13
失業給付	事業所が震災による直接的な被害を受けたことにより、休業を余儀なくされた方は、離職していなくても、雇用保険の失業手当を受給できます。		

税制面での支援の概要		お問い合わせ先	頁
国税の申告・納付等の期限の延長、減免措置等	被災等された方には、申告・納付等の期限の延長、所得税の減免、納税の緩和等の措置が適用されます。また、国税庁から災害に関する主な税務上の取扱いが公表されています。	お近くの税務署にご相談ください。	15
中小企業経営承継円滑化法に基づく申請書等の提出期限の延長	災害により、中小企業経営承継円滑化法に基づく申請書等が期限内に提出できない方について、その期限を延長します。	お近くの経済産業局等にご相談ください。	
地方税の申告・納付等の期限の延長、減免措置	被災等された方に対する申告・納付等の期限の延長及び減免措置について、総務省より通知が発出されています。	お住まいの都道府県、市区町村にご相談ください。	

相談窓口・復興支援窓口を整備		頁
被災地復興支援センターの設置等	被災地での早期の事業再開などを現地で支援する体制を整備しています。	中小企業基盤整備機構 16

掲載する各支援策についてのお申し込み・ご相談窓口	17～19
--------------------------	-------

※国以外にも、お住まいの都道府県等の自治体で独自に用意されている資金繰り支援などもあります。  
お住まいの自治体のホームページでご確認ください。



参考：次頁以降の中小企業者向け資金繰り支援策の一覧

制度名	制度概要
<b>災害復旧貸付</b> (日本公庫・沖縄公庫)  <b>危機対応業務</b> (商工中金)	<b>事業の復旧に必要な設備資金・運転資金を長期・低利で融資</b> ①貸付限度：日本公庫 中小事業 1.5 億円、国民事業 3 千万円 (いずれも別枠) 商工中金 1.5 億円 (別枠) ②貸付利率：日本公庫 中小事業 1.75%、国民事業 2.25%、商工中金 1.75% (基準金利 (5 年以内 平成 23 年 3 月 12 日現在)) ③貸付期間：運転資金 10 年以内 (据置期間 2 年以内) 設備資金 10 年以内 (据置期間 2 年以内) <b>&lt;特別措置 (金利減免)&gt;</b> 右欄の※に該当する方は、上記の貸付金利 (通常の災害復旧貸付・危機対応業務の貸付金利) より▲0.9% の金利減免が適用 (貸付後 3 年間、借入額のうち 1 千万円が上限)
<b>セーフティネット貸付</b> (日本公庫・沖縄公庫)  <b>危機対応業務</b> (商工中金)	<b>経営基盤強化に必要な設備資金、運転資金を長期・低利で融資</b> ①貸付限度：日本公庫 中小事業 7 億 2 千万円、国民事業 4,800 万円 (一般貸付と別枠) 商工中金 7 億 2 千万円 ②貸付利率：日本公庫 中小事業 1.75%、国民事業 2.25%、商工中金 1.75% (基準金利 (5 年以内 平成 23 年 3 月 12 日現在)) ※ 1 : 特に業況が悪化等の場合、最大 0.5% の金利引下げ (日本公庫・沖縄公庫) ※ 2 : 貸付利率が 3.0% を超える場合、金利減免措置あり (中小事業) ③貸付期間：運転資金 8 年以内 (据置期間 3 年以内) 設備資金 15 年以内 (据置期間 3 年以内)
<b>マル経融資</b> (日本公庫)	<b>小規模事業者の方が無担保・無保証で利用できる融資</b> ①貸付限度：1500 万円 ②貸付利率：1.95% ③貸付期間：運転資金 7 年以内 (据置期間 1 年以内) 設備資金 10 年以内 (据置期間 2 年以内)
<b>一般保証</b> (保証協会)	<b>事業用資金の借入を行う場合の保証</b> ①保証限度：無担保 8 千万円、最大 2 億 8 千万円 ②保証料率、保証期間：各協会にお問い合わせください
<b>災害関係保証</b> (保証協会)	<b>事業再建資金の借入を行う場合、一般保証と別枠で保証</b> ①保証限度：無担保 8 千万円、最大 2 億 8 千万円 ・一般保証と別枠。セーフティネット保証と同枠。融資額の全額を保証。 ・8 千万円を超える無担保保証にも柔軟に対応。 ②保証料率、保証期間：各協会にお問い合わせください
<b>セーフティネット保証 (5号)</b> (保証協会)	<b>経営安定資金の借入を行う場合、一般保証と別枠で保証</b> ①保証限度：無担保 8 千万円、最大 2 億 8 千万円 ・一般保証と別枠。災害関係保証と同枠。融資額の全額を保証。 ②保証料率、保証期間：各協会にお問い合わせください

制度の対象者		
災害の直接被害者	災害の間接被害者	計画停電・風評等の被害者
(災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に、倒壊・火災等の直接的な被害を受けた中小企業の皆さん)	(左記の直接被害者と一定以上の取引依存度等の事業者の皆さん)	(「災害による計画停電の影響を受けている場合、材料調達や出荷に支障が生じている場合、風評被害を原因とする場合等の間接被害者」や「震災の被災者に限らず、業況が悪化している事業者の皆さん)
○	○	○
・災害による直接被害者、間接被害者が対象です。  ※以下のいずれかの場合、特別措置 (金利減免) が適用されます。 ・直接被害者：主要な事業用資産に倒壊・火災等の直接的な被害を受けた方。罹災証明の発行を受ける必要があります (事後提出でも可)。 ・間接被害者：直接被害者との取引依存度が一定以上等の要件を満たす方。取引先の罹災証明の写し又は被害証明申請書が必要です。		
○	○	○
・災害を原因とする場合に限らず、一時的に売上や利益が減少する等、業況が悪化している事業者が対象です (直接被害者、間接被害者も含まれます)。 ・①売上が前年同期比で 5% 以上減少、②災害、事故、大型倒産、風評被害等による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障をきたしていること等の要件を満たす必要があります。		
○	○	○
・商工会等の経営指導を受けている小規模事業者が対象です。		
○	○	○
・中小企業者が対象です。		
○	○	○
・地震による直接被害者が対象です。主要な事業用資産に倒壊・火災等の直接的な被害を受けた方であって、罹災証明の発行を受ける必要があります (事後提出でも可)。		
○	○	○
・平成 23 年度上期は原則全業種 (82 業種) が対象です。 ・対象業種のうち、災害を原因とする場合に限らず、売上減少など業況が悪化している事業者 (直接被害者、間接被害者も含まれます) が利用可能です。 ・具体的には、①最近 3 か月の売上が前年同期比で 5% 以上減少、②地震発生後、最近 1 か月の売上高等の前年同月比 20% 以上減少、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期比で 20% 以上減少が見込まれる等の要件を満たす必要があります。		



## 資金繰りの支援策(既往債務の負担軽減について)

### 1. 政府から金融機関への要請など

1. 被災された皆さまの資金繰りに重大な支障が生じないよう、借入金の返済猶予などの条件変更等に柔軟に対応します。この点は、金融庁・日本銀行から民間金融機関に対して、経済産業省から公的金融機関に対して要請済みです。
2. 日本公庫・商工中金においては、被災後、返済期日が到来していても、返済猶予の申込みすら困難な状況が続くことが予想されるため、遅れて申込みをされた場合でも、遡及して返済猶予に対応します。
3. さらに、被災された皆さまの実情に応じ、本人確認等の審査書類の簡素化、契約手続きの迅速化等を通じて、窓口における親身な対応、適時適切な貸し出し、柔軟な条件変更を行います。

### 2. 政府より、リース会社に以下のことを要請しています。

経済産業省では、リース会社に対し、中小企業の皆さまから支払猶予や契約期間の延長などの申込みがあった場合には、柔軟かつ適切な対応を行うよう要請しています。

また、(社)リース事業協会では、リース相談窓口※において、被災された事業者の方々からのリースに関するお問い合わせをお受けしています。お取引リース会社をご不明な場合は、会員会社の相談窓口をご案内いたします。当協会のリース相談窓口にお問い合わせください。

#### ※(社)リース事業協会「リース相談窓口」

電話：03-3234-2801

受付時間：月～金 10:00～12:00、13:00～16:00

お問い合わせ ▶ お取引のある金融機関、リース会社に、ご相談ください。

## 資金繰り支援の概要(融資制度)

### 1. 災害復旧貸付(日本公庫・沖縄公庫)・危機対応業務(商工中金)

<直接被害を受けた方、間接被害を受けた方の両方が対象>

#### 1. 制度概要

事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を長期・低利で融資する制度です。

##### ①対象者

東日本大震災の被災中小企業者が対象です。  
(具体的には、当該地震による直接被害者及び当該直接被害者の事業活動に相当程度依存している事業者が対象です。ただし、例えば、災害による計画停電の影響を受けている場合、材料調達や出荷に支障が生じている場合、風評被害を原因とする場合等のみの被害者は対象となりません。)

##### ②貸付限度額

日本公庫 中小事業 1. 5億円、国民事業 3千万円 (いずれも別枠)  
商工中金 1. 5億円 (別枠)

##### ③貸付利率(※)

日本公庫 中小事業 1. 75%、国民事業 2. 25%  
商工中金 1. 75%

※貸付期間5年以内の基準利率(平成23年3月12日現在)  
利率は返済期間等の事情により変動。

##### ④貸付期間

運転資金 10年以内(据置期間2年以内)  
設備資金 10年以内(据置期間2年以内)

### 2. 特別措置(本制度の通常の貸付金利よりも低金利が適用される場合)

以下に該当する中小企業者等は、上記の貸付金利よりも更に▲0.9%の低金利が適用されます。(貸付後3年間、借入額のうち1千万円が上限。)

#### 直接被害を受けた方

事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた方(※1)

#### 間接被害を受けた方

被災事業者の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たす方(※2)

(※1) 事後(融資実行後を含む)の提出でも可能ですが、原則として、市区町村等からの罹災証明書が必要ですが(写しで可)。

(※2) 具体的な要件は、直接の被害を受けた事業者との取引依存度が2割以上の中小企業者等であって、  
①借入申込後3ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して4割以上減少すると見込まれる又は  
②借入申込直前2ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して3割以上減少した方となります。  
申込みに当たっては、原則として直接の被害を受けた事業者(取引先)の罹災証明の写しが必要になります(罹災証明書の写しの入手が困難な場合、事後の提出を前提に申し込むことができます。写しの提出が困難な事情がございましたらお申し込み先にご相談ください。)  
被害証明申請書に必要事項(取引企業の被害状況や当該企業との取引依存度、売上額等の減少率等)を記載の上、お申し込み先にご提出ください。

お問い合わせ ▶ P.17 日本公庫(沖縄県内では沖縄公庫)又は商工中金の支店へ



## 資金繰り支援の概要(融資制度)

### 2. セーフティネット貸付(日本公庫・沖縄公庫)・危機対応業務(商工中金) ＜震災の被災者に限らず、業況が悪化している事業者が対象＞

#### 制度概要

経営基盤強化に必要な設備資金、運転資金を長期・低利で融資する制度です

#### ① 対象者

災害を原因とする場合に限らず、社会的、経済的環境の変化により、一時的に売上や利益が減少する等、業況が悪化している中小企業者が対象です。売上高の減少等は、震災を直接的な原因とする場合に限らず、例えば、計画停電、材料調達や出荷に支障が生じている場合、風評被害等を原因とする場合も含まれます。

※以下のいずれかの要件を満たし、かつ、「中長期的にみて業況が回復し、発展することが見込まれる」必要があります

- イ) 最近の決算期における売上高が前期若しくは前々期に比して5%以上減少していること、又は最近3か月間の売上高が前年同期若しくは前々年同期を下回り、かつ今後も売上減少が見込まれること
- ロ) 最近の決算期における純利益額又は売上高経常利益率が前期又は前々期に比し悪化していること
- ハ) 最近の取引条件が回収条件の長期化又は支払条件の短縮化等により悪化していること
- 二) 社会的な要因(災害、事故、大型倒産、風評被害等)による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障をきたしていること又はきたすおそれのあること 等

#### ② 貸付限度額

中小事業 7億2千万円、国民事業 一般貸付とは別枠で4,800万円  
商工中金 7億2千万円

#### ③ 貸付利率 基準金利(5年以内(平成23年3月12日現在))

中小事業 1.75%、国民事業 2.25%、商工中金 1.75%

- (注1) 貸付後3年間、貸付限度額の範囲内であれば、最大で0.5%の金利引下げ措置あり。  
(日本公庫・沖縄公庫)  
(A) 売上が対前年度で5%以上減少の場合→0.3%の引下げ  
(B) 雇用を維持・拡大している場合→0.2%の引下げ

(注2) ただし、貸付利率が3.0%を超える場合には、金利減免措置あり(中小事業)

#### ④ 貸付期間

運転資金 8年以内(据置期間3年以内)  
設備資金 15年以内(据置期間3年以内)

お問い合わせ P.17 日本公庫(沖縄県内では沖縄公庫)又は商工中金の支店へ

-7- (注) 審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

## 資金繰り支援の概要(融資制度)

### 3. マル経融資(商工会、商工会議所)

＜小規模事業者向け融資制度＞

#### 1. 制度概要

～小規模事業者の方が無担保・無保証で利用できる融資です～

※小規模事業者の方へ迅速な復興資金の供給を行う観点から、提出書類の簡素化等を行っていますので、まずはお気軽にご相談ください。

#### ① 対象資金

運転資金、設備資金

#### ② 貸付限度額

1,500万円

#### ③ 貸付利率

1.95%(基準金利-0.3%)(平成23年4月1日現在)

#### ④ 貸付期間

運転資金 7年以内(据置期間1年以内)  
設備資金 10年以内(据置期間2年以内)

#### 2. ご利用いただける方(※)

##### ● 小規模事業者

(常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の法人・個人事業主)

##### ● 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を受けている

などの要件を満たしている方

お問い合わせ P.18 最寄りの商工会・都道府県商工会連合会、商工会議所へ

-8- (注) 審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。



## 資金繰り支援の概要(信用保証制度)

### 1. 災害関係保証 (保証協会)

<直接被害を受けた方が対象>

#### 制度概要

事業所等の主な事業用資産が東日本大震災の影響により倒壊・火災等の被害を受けた直接被害者が、金融機関から事業再建資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証(次ページ【参考】参照)と別枠で保証する制度です。(直接被害者以外は対象となりません。)

#### ① 対象者

- 当該災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に、倒壊・火災等の直接的な被害を受けた中小企業者がご利用になれます。
- 原則として、被害を受けた事業所の所在地の市区町村等からの罹災証明書が必要です(写しで可)。
- ただし、災害救助法適用地域(厚生労働省ホームページ参照)においては、申込者が激甚災害による被害を受けたものの、保証申込み時点で、市区町村等の罹災証明書の入手が困難な場合については、事後(保証申込や融資実行後を含む)に提出頂いて差し支えありません。
- 利用可能な保証協会は、利用者の事業所所在地の保証協会です。例えば、被災した事業者は、被災していない事業所所在地の保証協会でも、利用可能です。

#### ② 保証限度

無担保8千万円、最大2億8千万円

- 一般保証(次ページ【参考】参照)と別枠。  
セーフティネット保証(次ページ参照)と同枠。
- 融資額の全額を保証。
- 8千万円を超える無担保保証にも柔軟に対応。

#### ③ 保証料率

各協会所定のため、各協会にお問い合わせください。

#### ④ 資金用途

事業再建資金

#### ⑤ 保証期間

個別に各保証協会とご相談ください。

#### ⑥ 保証人

原則不要(代表者保証は必要。)

お問い合わせ ▶ P.17 信用保証協会へ

-9- (注) 審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

## 資金繰り支援の概要(信用保証制度)

### 2. セーフティネット保証(5号)

<震災の被災者に限らず、業況が悪化している事業者が対象>

#### 制度概要

災害を原因とする場合に限らず、売上減少など業況が悪化している事業者が、金融機関から経営安定資金の借入を行う場合、保証協会が一般保証と別枠で保証する制度です。

#### ① 対象者

指定された業種(※1)に属し、売上高の減少等(※2)について、市区町村の認定を受けた中小企業者が対象です。売上高の減少等は、震災を直接的な原因とする場合に限らず、例えば、計画停電、材料調達や出荷に支障が生じている場合、風評被害等を原因とする場合も含まれます。

- ※1 平成23年4月1日～9月30日については原則全業種である82業種が対象(農林水産業、金融業等は対象外)
- ※2 基準(平成23年4月1日～9月30日については、以下イ)～ハ)のいずれかを満たす必要があります)
  - イ) 最近3か月の売上高等が前年同期比5%以上減少
  - ロ) 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者
  - ハ) 東日本大震災の発生後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比20%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比20%以上減少が見込まれること

#### ② 保証限度

無担保8千万円、最大2億8千万円

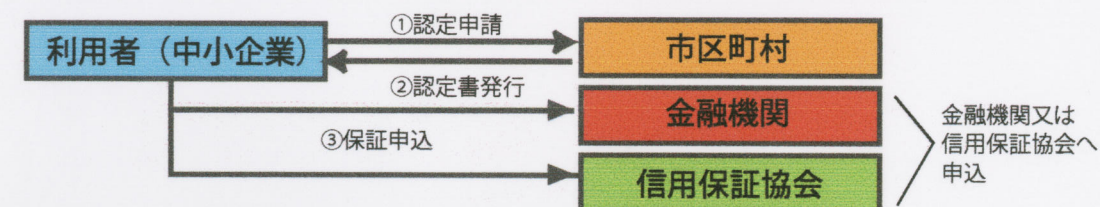
- 一般保証(以下【参考】参照)と別枠。災害関係保証(前ページ参照)と同枠。
- 融資額の全額を保証。

#### ③ 保証料率、保証期間

各信用保証協会にお問い合わせ下さい。

#### お申し込み手続の流れ

①利用者の本店(個人事業主は主たる事業所)所在地の市区町村の商工担当の窓口で認定申請(その事実を証明する書面等があれば添付)し、②認定書の発行を受け、③認定書を持参して、希望の金融機関又は信用保証協会に保証を申し込む必要があります。



#### 【参考】一般保証(保証協会)

#### 制度概要

金融機関から事業用資金の借入を行う場合、信用保証協会が保証する制度です。

- ①対象者 中小企業者
- ②保証限度 無担保8千万円、最大2億8千万円(融資額の約8割を保証)
- ③保証料率、保証期間 各信用保証協会にご相談ください。
- ④保証人 原則不要(代表者保証は必要。)

お問い合わせ ▶ P.17 信用保証協会へ

-10- (注) 審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。



## 資金繰り支援の概要(共済)

### 小規模企業共済、倒産防止共済による支援

小規模企業共済制度、倒産防止共済制度においては、災害によって被害を受けた契約者に対して、共済掛金の納付や貸付金の返済支払いの猶予等の措置を既に実施しておりますが、これらに加えて、契約者の緊急の資金繰りを支援するため、以下のような制度を用意しています。

#### 1. 小規模企業共済(小規模企業共済にご加入されている方)

- ① 災害時貸付: 災害によって直接・間接に被害を受けた契約者に対する貸付制度です。
- ② 緊急経営安定貸付: 計画停電、資材等の流通難、風評被害等の影響によって1月間の売上高が前年同月に比して急激に減少することが見込まれる契約者に対する貸付制度です。

- 貸付金利 ①②とも0.9% (①の直接被害に限り、無利子)
- 貸付限度額 ①2,000万円、②1,000万円
- 貸付期間 ①500万円以下は4年、505万円以上は6年、  
②500万円以下は3年、505万円以上は5年  
※担保・保証人は不要です。

#### 2. 倒産防止共済(中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)にご加入されている方)

- ① 共済金貸付  
取引先企業が倒産(※)した場合に、積み立てた掛金総額の10倍を限度として、担保・無保証人で行う貸付け制度です。  
(※)新たに、「受け取った手形が災害不渡りとなった場合」を共済事由に追加しました。
- ② 一時貸付金  
臨時の事業資金が必要な契約者に対する貸付制度です。

- 貸付金利 0.9%
- 貸付限度額 解約手当金額の範囲内
- 貸付期間 1年 ※担保・保証人は不要です。

お問い合わせ P.19 中小企業基盤整備機構へ

## 資金繰り支援(その他)

### 【参考】金融庁・財務局・金融機関の東日本大震災への対応

政府は、東日本大震災で被災された皆様のため、金融機関に対して以下の要請を行っています。  
まずは、お取引金融機関にご相談ください。

- 今回の災害の影響を直接・間接に受けている中小企業等の借入金の返済猶予等やつなぎ資金等の借入の申込みについて、できる限り応じること。
- 借入申込み時の提出書類等も、必要最小限のものとする事。
- 災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡りとしなすこと。  
(注) 手形には「災害による」旨の記載をした「不渡付箋」が貼られますが、手形交換所規則に基づく不渡処分(不渡報告への掲載及び取引停止処分)は猶予されます。

中小企業金融円滑化法が、平成24年3月31日まで延長されました。

- 金融機関は、引き続き、中小企業等の借り手の申込みに対し、できる限り、条件変更等を行うよう努めます。
- 東日本大震災の影響を直接・間接に受けられた方々におかれましても、中小企業金融円滑化法をご活用ください。

金融庁・財務局において、以下の相談窓口を設置しています。

金融庁 金融サービス利用者相談室(月～金(祝日を除く)10:00～16:00)  
0570-016-811(ナビダイヤル)、03-5251-6811(IP電話、PHS用)

東北財務局 相談窓口(月～金(祝日を除く)9:00～17:45、当分の間、土日祝も受付)  
022-721-7078

各財務事務所 相談窓口(月～金(祝日を除く)8:30～17:15)  
青森 017-722-1463 盛岡 019-625-3353 秋田 018-862-4193  
山形 023-641-5178 福島 024-535-0303 水戸 029-221-3188

金融機関の相談窓口、金融庁・財務局・金融機関の対応等の最新情報は、以下の金融庁ホームページ(パソコン・携帯)からご覧になれます。  
<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html> (パソコン)  
<http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html> (携帯)



## 雇用調整助成金・失業給付による支援の概要

### 雇用調整助成金

東日本大震災の影響（※1）により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために休業等をした場合、休業手当等の負担相当額の2/3（中小企業の場合は4/5）が助成されます（※2）。

（※1）事業所倒壊や生産設備の損壊等地震の直接的な影響によるもの、避難勧告や避難指示など法令上の制限を理由とするものは対象になりません。このような事情による休業中の賃金が支払われていない場合は雇用保険の特例措置が適用され、労働者が実際に離職していなくても失業手当が支給されます。

（※2） 1人1日当たり7,505円が上限です。

#### 【主な支給要件】

- （1）雇用保険の適用事業主であること
- （2）生産量又は売上高などの事業活動を示す指標の最近3ヵ月間の月平均値がその直前又は前年同期に比べ5%以上減少していること（※）

（※1）青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、新潟県の災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、以下の特例を適用しています。

- ① 最近3ヵ月としている生産量等の確認期間を最近1ヵ月に短縮
- ② 震災後1ヵ月の生産量、売上高等がその直前の1ヵ月又は前年同期と比べ5%減少する見込みの事業所も対象（平成23年6月16日まで）
- ③ 事前に届け出る必要のある計画届の事後提出を可能に（平成23年6月16日まで）

（※2）以下の事業主についても上記①及び②の特例を適用

- ※1の特例の対象地域に所在する事業所と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量等の1/3以上）の経済的関係を有する事業所の事業主
- 計画停電の実施地域に所在する事業所において、計画停電により事業活動が縮小した事業主

お問い合わせ 詳細については、各都道府県の労働局またはハローワークにご相談ください

## 雇用調整助成金・失業給付による支援の概要

### 【雇用調整助成金制度の具体的な活用事例】

- 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合。
- 事業所、設備等の修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合。
- 避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合。
- 計画停電の実施を受けて、事業活動が縮小した場合。  
※既に雇用調整助成金を利用している事業主の方が、東日本大震災の影響を受け、休業を行う場合にも、助成対象になります。

### 雇用保険失業給付

震災による事業所の損壊や福島原子力発電所の影響による避難指示地域及び屋内待避指示地域に事業所が位置することにより、事業所が休止になり休業を余儀なくされた場合、激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例により、賃金を受けることのできない労働者は、離職していなくても、失業給付を受けることができます。

#### （基本手当の支給を受けることができる日数）

受給資格に係る離職の日における年齢、雇用保険の被保険者であった期間及び離職の理由などによって決定され、90日～360日の間でそれぞれ決められます。

#### （支給額）

基本手当の日額は、原則として離職した日の直前の6か月に毎月きまって支払われた賃金（賞与等は除く）の合計を180で割って算出した金額のおよそ50～80%（60歳～64歳については45～80%）となっており、賃金の低い方ほど高い率となっています。

基本手当の日額は年齢区分ごとにその上限額が定められており、現在は次のとおりとなっています。

30歳未満	6,145円	30歳以上45歳未満	6,825円
45歳以上60歳未満	7,505円	60歳以上65歳未満	6,543円

お問い合わせ 詳細については、各都道府県の労働局またはハローワークにご相談ください



## 税制面での支援

東日本大震災により被害を受けた場合には、以下のような申告・納付等に係る手続を延長する等の措置が適用されます。

### 1. 国税の申告・納付等の期限の延長

- (1) 以下の地域に納税地を有する方につきましては、平成23年3月11日以後に到来する申告・納付等の期限が、全ての税目について延長されています。  
青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県
- (2) その他の地域に納税地を有する方につきましても、被災や交通途絶等により申告・納付等が困難な方につきましては、個別に申告・納付等の期限延長が認められます。

### 2. 所得税法の雑損控除又は災害減免法による減免

住宅や家財等に損害を受けたときは、確定申告で所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けることにより、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

### 3. 国税の納税の緩和

家屋等の財産に損害を受けた方や国税の納付が困難となった方につきましては、納税の猶予等の制度の適用を受けることができます。

### 4. 災害に関する主な税務上の取扱い

災害に関して法人や個人事業主が支出する災害見舞金等の費用などの主な税務上の取扱いが国税庁から公表されています。

**お問い合わせ** 詳細については、最寄りの税務署にご相談ください

### 5. 中小企業経営承継円滑化法に基づく申請書等の期限の延長

災害により、中小企業経営承継円滑化法に基づく申請書・報告書（以下①～③を参照）が期限内に提出できない方につきましては、その期限を延長します。

- ① 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の前提となる認定申請
  - ② 同認定に係る年次報告、随時報告、臨時報告、合併報告、株式交換等報告
  - ③ 同認定に係る贈与者が死亡した場合の確認申請
- 等

**お問い合わせ** ご相談は、最寄りの経済産業局（ナビダイヤル）へ

### 6. 地方税の申告・納付等の期限の延長、減免措置

地方税についても、申告・納付等の期限の延長及び減免措置について、総務省より通知が発出されています。

**お問い合わせ** 詳細やご相談は、最寄りの都道府県、市町村へ

## 相談窓口・復興支援窓口を整備

被災地での早期の事業再開などを現地で支援する体制を、中小企業基盤整備機構が中心となって整備しています。

被災地の中小企業の皆さまの具体的な課題やニーズを把握し、迅速な支援に努めていきます。

### (1) 現地支援拠点「中小企業復興支援センター」の設置

- ① **中小企業復興支援センター盛岡**  
岩手県盛岡市盛岡駅前通 15-20 ニッセイ盛岡駅前ビル 6階  
電話：090-4097-6989、090-5219-5527
- ② **中小企業復興支援センター仙台**  
宮城県仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービル 6階  
電話：022-399-6111（代表）
- ③ **中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター福島**  
福島県福島市三河南町 1番 20号 コラッセふくしま 5階  
電話：024-529-5113

#### 震災緊急復興事業推進部

東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 6階  
電話：03-5470-1500（ダイヤルイン）

#### 中小企業基盤整備機構関東支部

東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 3階  
電話：03-5470-1509（代表）

### (2) 専門家チームの被災地域への派遣

中小機構職員と経営支援や生産管理等の外部専門家数名（5～6名程度）から構成される専門家チームを現地に派遣します。

被災地の実態調査を行うとともに、被災地域の中小企業者及び自治体や関係機関等の要望や課題を把握し、必要なアドバイスをを行います。

※専門家チームの派遣のご要望がございましたら、上記（1）の各センター、震災緊急復興事業推進部、関東支部のいずれかにお電話下さい。



## 相談窓口・復興支援窓口を整備

### 各支援策についてのお申込み・ご相談窓口

#### 中小企業電話相談ナビダイヤル

このガイドブックに掲載する情報を含め、どこに相談したらよいのかお困りの皆さま、「中小企業電話相談ナビダイヤル」まで、お電話ください。  
(土日・祝日も対応しています。)

**0570-064-350** (9:00～17:30)  
(最寄りの経済産業局等の中小企業課につながります。)

#### 資金繰り(融資制度)のお申し込み、ご相談窓口

**日本政策金融公庫** 平日 **0120-154-505**  
土日祝日 **0120-327-790** (中小企業事業)  
土日祝日 **0120-220-353** (国民生活事業)

**沖縄振興開発融公庫** **098-941-1795**

**商工組合中央金庫** 平日 **0120-079-366**  
土日祝日 **0120-542-711**

※受付は、平日 9:00～19:00 土日祝日 9:00～17:00

#### 資金繰り(保証制度)のお申し込み、ご相談窓口

協会名	電話番号	協会名	電話番号
北海道信用保証協会	011-241-5554	石川県信用保証協会	076-222-1511
青森県信用保証協会	017-723-1354	福井県信用保証協会	0776-33-1800
岩手県信用保証協会	019-654-1505	滋賀県信用保証協会	077-511-1300
宮城県信用保証協会	022-225-5230	京都信用保証協会	075-314-7221
秋田県信用保証協会	018-863-9011	大阪府中小企業信用保証協会	06-6244-7121
山形県信用保証協会	023-647-2247	大阪市信用保証協会	06-6260-1700
福島県信用保証協会	024-526-1530	兵庫県信用保証協会	078-393-3900
茨城県信用保証協会	029-224-7811	奈良県信用保証協会	0742-33-0551
栃木県信用保証協会	028-635-2121	和歌山県信用保証協会	073-423-2255
群馬県信用保証協会	027-231-8816	鳥取県信用保証協会	0857-26-6631
埼玉県信用保証協会	048-647-4711	島根県信用保証協会	0852-21-0561
千葉県信用保証協会	043-221-8181	岡山県信用保証協会	086-243-1121
東京都信用保証協会	03-3272-2251	広島県信用保証協会	082-228-5500
神奈川県信用保証協会	045-681-7172	山口県信用保証協会	083-921-3090
横浜市信用保証協会	045-662-6621	香川県信用保証協会	087-851-0061
川崎市信用保証協会	044-211-0503	徳島県信用保証協会	088-622-0217
新潟県信用保証協会	025-267-1311	高知県信用保証協会	088-823-3261
山梨県信用保証協会	055-235-9700	愛媛県信用保証協会	089-931-2111
長野県信用保証協会	026-234-7288	福岡県信用保証協会	092-415-2600
静岡県信用保証協会	054-252-2120	佐賀県信用保証協会	0952-24-4340
愛知県信用保証協会	052-454-0500	長崎県信用保証協会	095-822-9171
名古屋市信用保証協会	052-212-3011	熊本県信用保証協会	096-375-2000
岐阜県信用保証協会	058-276-8123	大分県信用保証協会	097-532-8336
岐阜市信用保証協会	058-267-4553	宮崎県信用保証協会	0985-24-8251
三重県信用保証協会	059-229-6021	鹿児島県信用保証協会	099-223-0273
富山県信用保証協会	076-423-3171	沖縄県信用保証協会	098-863-5302

## マル経などのご相談窓口①(都道府県商工会連合会)

都道府県商工会連合会	電話番号
北海道商工会連合会	011-251-0101
青森県商工会連合会	017-734-3394
岩手県商工会連合会	019-622-4165
宮城県商工会連合会	022-225-8751
秋田県商工会連合会	018-863-8491
山形県商工会連合会	023-646-7211
福島県商工会連合会	024-525-3411
茨城県商工会連合会	029-224-2635
栃木県商工会連合会	028-637-3731
群馬県商工会連合会	027-231-9779
埼玉県商工会連合会	048-641-3617
千葉県商工会連合会	043-242-3361
東京都商工会連合会	042-500-1140
神奈川県商工会連合会	045-633-5080
新潟県商工会連合会	025-283-1311
長野県商工会連合会	026-228-2131
山梨県商工会連合会	055-235-2115
静岡県商工会連合会	054-255-8080
愛知県商工会連合会	052-220-5780
岐阜県商工会連合会	058-277-1068
三重県商工会連合会	059-225-3161
富山県商工会連合会	076-441-2716
石川県商工会連合会	076-268-7300

都道府県商工会連合会	電話番号
福井県商工会連合会	0776-23-3624
滋賀県商工会連合会	077-511-1470
京都府商工会連合会	075-314-7151
奈良県商工会連合会	0742-22-4411
大阪府商工会連合会	06-6947-4340
兵庫県商工会連合会	078-371-1261
和歌山県商工会連合会	073-432-4661
鳥取県商工会連合会	0857-31-5555
島根県商工会連合会	0852-21-0651
岡山県商工会連合会	086-224-4341
広島県商工会連合会	082-247-0221
山口県商工会連合会	083-925-8888
徳島県商工会連合会	088-623-2014
香川県商工会連合会	087-851-3182
愛媛県商工会連合会	089-924-1103
高知県商工会連合会	088-846-2111
福岡県商工会連合会	092-622-7708
福岡県商工会連合会	092-622-7708
佐賀県商工会連合会	0952-26-6101
長崎県商工会連合会	095-824-5413
熊本県商工会連合会	096-325-5161
大分県商工会連合会	097-534-9507
宮崎県商工会連合会	0985-24-2055
鹿児島県商工会連合会	099-226-3773
沖縄県商工会連合会	098-859-6150

## マル経などのご相談窓口②(県庁所在地商工会議所)


都道府県庁所在地商工会議所	電話番号
札幌商工会議所	011-231-1076
青森商工会議所	017-734-1311
盛岡商工会議所	019-624-5880
仙台商工会議所	022-265-8181
秋田商工会議所	018-863-4141
山形商工会議所	023-622-4666
福島商工会議所	024-536-5511
新潟商工会議所	025-290-4411
富山商工会議所	076-423-1111
金沢商工会議所	076-263-1151
長野商工会議所	026-227-2428
水戸商工会議所	029-224-3315
宇都宮商工会議所	028-637-3131
前橋商工会議所	027-234-5111
さいたま商工会議所	048-838-7700
千葉商工会議所	043-227-4101
東京商工会議所	03-3283-7500
横浜商工会議所	045-671-7400
甲府商工会議所	055-233-2241
静岡商工会議所	054-253-5111
岐阜商工会議所	058-264-2131
名古屋商工会議所	052-223-5611
津商工会議所	059-228-9141
福井商工会議所	0776-36-8111

都道府県庁所在地商工会議所	電話番号
大津商工会議所	077-511-1500
京都商工会議所	075-212-6400
大阪商工会議所	06-6944-6211
神戸商工会議所	078-303-5801
奈良商工会議所	0742-26-6222
和歌山商工会議所	073-422-1111
鳥取商工会議所	0857-26-6666
松江商工会議所	0852-23-1616
岡山商工会議所	086-232-2260
広島商工会議所	082-222-6610
山口商工会議所	083-925-2300
徳島商工会議所	088-653-3211
高松商工会議所	087-825-3500
松山商工会議所	089-941-4111
高知商工会議所	088-875-1177
福岡商工会議所	092-441-1110
佐賀商工会議所	0952-24-5155
長崎商工会議所	095-822-0111
熊本商工会議所	096-354-6688
大分商工会議所	097-536-3131
宮崎商工会議所	0985-22-2161
鹿児島商工会議所	099-225-9500
那覇商工会議所	098-868-3758




## 税関係のご相談

国税については、最寄りの税務署にご相談ください。  
\*国税庁のホームページでも詳細を確認できます。

国税庁  検索 

地方税については、最寄り都道府県又は市町村にご相談ください。  
\*総務省のホームページでも詳細を確認できます。

総務省  検索 

## 小規模企業共済、倒産防止共済に関するご相談窓口

中小企業基盤整備機構

**050-5541-7171**

受付:平日 9:00~19:00

土曜 10:00~15:00

### クレジットカードのショッピング枠の現金化は

被災地の中小企業に対して、クレジットカードのショッピング枠の現金化の勧誘と思われるビラが配布されているとの報告があります。

クレジットカードのショッピング枠の現金化は、結局は債務を増大させ、また、クレジットカード会員規約に違反する行為です。

東日本大震災に関する最新情報や各種支援策などは、  
こちらをご覧ください

ウェブサイト

中小企業庁

検索 

携帯サイト

モバイル中小企業庁

検索 

